

式部寮達「神社祭式」の成立

竹内雅之

はじめに

明治六年、式部寮により「官幣諸社官祭式」と「官国幣社祈年祭式」は同日に布達された。それは三月二日（旧暦二月四日）の祈年祭の当日のことであり、両祭式は祈年祭に参向した地方官に渡された。前者は官幣社の例祭、後者は官国幣社の祈年祭を対象とした祭式であった。^{〔1〕}これに前後して式部寮では神社祭祀に関して包括的な調査が行なわれていた。その過程を示す記録が四冊の宮内庁図書寮文庫蔵『祭式』である。四冊の『祭式』は、それぞれ式部寮達「神社祭式」^{〔2〕}に繋がるものであるが、系統立ったものではなく、祭祀の掲載順序、由緒や式次第の内容、書込みなどそれぞれ特徴が見受けられる。その特徴はそのまま明治五年から八年までの式部寮による試行錯誤のあとと考えられる。本稿では四冊の『祭式』を仔細に追うことで式部寮達

「神社祭式」がどのように整備されたのかを窺う。

一 宮内庁蔵『祭式』四冊の比較

『祭式』四冊は宮内庁図書寮文庫に一括収蔵されている。^{〔3〕}四冊は表紙に図書寮ラベルが貼られており、うち三冊のラベルには識別番号がそれぞれ①③④と記入されている。本稿では識別番号のない一冊に缺番の②をあてる。①は八行の太政官罫紙四十三丁の写本、②は柱に「祭式」とある三十三丁の版本、③は十行の太政官罫紙四十一丁の写本、④は八行の太政官罫紙五十三丁の写本である。なお表紙に貼られた題箋の「祭式」の筆文字は①②③④とも酷似しているもので、のちの時代に表紙が施されたと考えられる。

この『祭式』に関する先行研究として、高原光啓は神社本庁所蔵の『祭式』（②系統、筆者註）について次のように言及している。

諸方より祭式に関する伺いが多くなり、それに対応するために『祭式』や『祭儀』を頒布することを式部寮は考え（中略）『祭式』他は包括的な祭式が定められない状況において、一つの指針として活用されたのではなからうか。^①

また、星野光樹は『祭式』四冊について次のように言及している。

一冊（②、筆者註）は近衛・千家両名の記載のあるもので、前述した神社本庁所蔵の『祭式』と同様の内容のもので、それに加筆、訂正が加えられたものであり、その目次において、官幣社・国幣社共通の祭式となっている。残りの二冊の内容については、祈年祭、新嘗祭（官国幣社共通）、官幣社例祭、国幣社例祭、府県社（祈年祭、新嘗祭、例祭）、郷村社（同上）、官幣社以下一般通式の項目が見られる。これらは、明治六年四月に上申された『祭式』の後、引き続き、式部寮により調査、編纂を進められたものであろう。『明治七年 祭記録 稿本十三』には、「神社祭式」をめぐる掛け合いが記されているが、そのなかで、明治七年一月十三日の式部寮から教部省への照会には、「別冊祭式（略之）取調出来候ニ付一応及御打合候御異存之廉有之候ハ、御申越有之度此段申進候也」とあるが、この別冊

とある「祭式」の編纂過程において成ったものが、これらの資料であろうと推測される。^②

高原・星野ともに『祭式』が当時の式部寮の祭祀事務に關聯して、あるいは、しかるべき法令たる式部寮達「神社祭式」の制定を目指して草稿として編輯されたものとみられている。たしかに四冊とも官国幣社・府県郷村社で執行される祈年祭、新嘗祭、例祭などの諸祭につき、その由緒・式次第を包括的にまとめたもので式部寮達「神社祭式」の草稿とみて間違いないだろう。筆者としては、さらに『祭式』の教書としての性格、また社格に応じた神饌品目・数量の設定方法に注目することにより法令として何が求められたのかを探りたい。まずは四冊全体を見通すため、表1に『祭式』①②③④の目次・祭日・特徴をまとめ、次節以降に検討を加える。

二 教書としての『祭式』

河野省三は「明治初年の教化運動」^③において「文明開化の社会に直面して、我が国体、神道、古典、国学等を背景として試みられた教化啓蒙の運動を、現存する書籍の上から考察して（中略）(1)文明開化そのものを直接に説明してをるもの、(2)我が皇道、神道、国史等の知識を啓発しようとしてをるもの、(3)新しい国民生活に必要な儀礼的智識

表1 『祭式』四冊の目次・祭日・特徴

目次	『祭式』①	『祭式』②	『祭式』③	『祭式』④
<p>○官幣国幣社目次 元始祭／祈年祭／新嘗祭／例祭</p>	<p>○諸社改造遷坐式目次 仮殿遷坐／本殿遷坐</p>	<p>○官幣国幣官社式／目次 祈年祭／新嘗祭／例祭</p>	<p>○官幣国幣社 祈年祭／新嘗祭 ○官幣社 例祭 ○国幣社 例祭</p>	<p>○官幣国幣社目次 祈年祭／新嘗祭／例祭</p>
<p>○府県社目次 同上 ○郷村社目次 同上</p>	<p>○以下祭式官社以下神社一般ノ 通規トス／目次 元始祭／神武天皇御陵遙拝／ 神宮遙拝／天長節祭／大祓</p>	<p>○官幣社以下一般通式 元始祭／神宮遙拝／畝傍山東 北山陵〈神武天皇〉遙拝〈紀 元節〉／同上〈御例祭〉／ 後月輪東山陵〈孝明天皇〉遙 拝／大祓／天長節</p>	<p>○府県社目次 同上 ○郷村社目次 同上</p>	<p>○官幣社以下一般通式目次 元始祭／神宮遙拝／畝傍山東 北山陵遙拝〈紀元節〉／同上 〈御例祭〉／後月輪東山陵遙 拝／大祓／天長節</p>
<p>特徴 祭日 新暦 元始祭を巻首におく。</p>	<p>旧暦 扉に「祭式〈幣物神饌〉改之 方」と内題を掲げ、新嘗祭に夕 御饌・暁神饌を供する。</p>	<p>新暦 官幣・国幣の別があり、祈年祭 奉幣式の執行順が社格に対応し ている。</p>	<p>新暦 遷坐式には「安房神社之也」と 書込まれ、社格に応じた神饌が 数量↓品目の順に設定されてい る。</p>	

(例へば葬婚礼法等)を供給しようとしてをるもの、三様に区別して」いる。分類(3)には神葬祭関係の書籍が多く含まれており河野もこれに注目している。いっぽうで分類(3)には官祭・私祭を含めた神社祭祀に関する書籍もまた含まれている。『神社祭式』をはじめ、人生儀礼に関する『五儀略式』、家庭の年中行事に関する『年中神拝略記』、神棚の祭り方に関する『皇大神宮大麻奉祀式』などである。『神社祭式』以外は神社あるいは家庭で行われる、いわゆる私祭に関する啓蒙書である。私祭は、行政上、官祭と区別されるとはいえ習俗としては同じ神道祭祀としてともに国民教化の手段となつてゐる。ここでは『五儀略式』を取り上げ、その内容を以下に確認する。『五儀略式』は内題、「神宮祭主兼大教正正二位近衛忠房謹撰」の識語のあと以下の序文が続く。

凡人タル者身ヲ修メ道ヲ行フ其根蒂ハ即チ三条ノ教憲ナリ(中略)コレ教憲ノ依テ起ル所以ナリ爰ニ遠ク、神祖ノ聖業ヲ摸シ近ク、朝廷ノ大礼ニ基キ人生日用ニ切ナル者ヲ取テ五儀略式ヲ撰定ス(以下略、傍点筆者)

さらに目次には「誕生之式」「創業之式」「婚姻之式」「奏功之式」「葬祭之式」の五儀が並ぶ。それでは人生における第一の儀式とされた「誕生之式」をみてみよう。

誕生ハ人始メテ出生スル礼式ニシテ是ヲ人間生涯

ノ第一儀トス是則皇上天長節ノ大礼ニ基キ且、伊邪那岐命ノ千五百ノ産屋ヲ建テ人民ヲ蕃息セシメ、ムトノ神慮ニ因テ起ル所ナリ上古、天祖ノ皇孫ヲ以テ長ク現界顕事ノ大君ト定メテ天降シ給ヒ、大国主神ニハ幽界冥府ヲ主ラシメ給フヨリ顕幽域ヲ異ニセリ故ニ今日ニ在テハ必ず、朝廷ノ政令ヲ奉シテ昇平ノ化ヲ仰ヘシ(以下略)

一子出生セハ先戸長二年月日姓名ヲ届出テ預メ社参ノ日限(大抵第廿一日目トス)ヲ定メテ神官ニ申出守礼ヲ乞フヘシ

一当日父若クハ親戚生児ヲ抱キテ産土神社ニ参詣ス神官ハ戸長ノ證書に照シ其姓名年月日ヲ氏子帳ニ認ムヘシ

一式祭ノ奠具ヲ神社ニ持参スヘシ(或万事神官ニ依托シテ後ニ謝スルモ可ナリ)

次神官祓除ノ式ヲ行フ如常

次抱児者神殿ニ着坐拝礼

次神官進ミテ祭典ヲ行フ如常(以下略、傍点筆者)

右構成は、原由↓準備↓式次第となつてゐる。そして「誕生之式」の原由は天長節に基き、かつ伊邪那岐命の事績から始まり皇孫と大国主神の顕幽分界にも淵源をもつという。「創業之式」「婚姻之式」「奏功之式」の各人生儀礼につい

でも同様の構成をもつ。¹¹⁾

いっぽう『神社祭式』のなかで祭祀の原由を明確にして
いるものは少なく、たいてい祭日と当日の宮中における祭
祀あるいは班幣の事実である。そのなかで原由を強く押し
出しているのが元始祭である。それでは『神社祭式』の官
幣社通式中、元始祭を確認してみよう。

元始祭（一月三日）

此日宮中ニ於テ賢所並天神地祇御歴代皇靈ヲ御親
祭在セラル是天日嗣ノ本始ヲ祝シテ歳首ニ祀リ給
フ義ナルヲ以テ之ヲ元始祭ト称ス因テ地方ニ於テ
モ此ノ大典ヲ遵奉シ祭祀ヲ執行スヘシ

当日早旦神官神殿ヲ裝飾ス

午前第八時神官ノ長官以下幄舎ニ着ク

次同官殿ニ昇リ御扉ヲ開キ（以下略）

右の元始祭式の構成は『五儀略式』『誕生之式』と同様で
あることがわかる。元始祭は他の神社祭祀に先駆けてその
祭式が整備されている。それは明治五年十一月二十三日の
ことで、元始祭式は太政官布告第三百五十八号により孝明
天皇・神武天皇遥拜式と同日に定められている。当該布告
の別冊には「官幣国幣社並府県社元始祭式」「郷村社元始
祭式」の二つ祭式が併記される。前者の冒頭には、

一月三日宮中神殿ニ於テ 賢所並八天神地祇御歴代

皇靈ヲ御親祭在セラル是天日嗣ノ本始ヲ歳首ニ祀リ給
フ義ナルヲ以テ之ヲ元始祭ト称ス地方ニ於テモ此ノ大
典ヲ遵奉シ官社以下祭祀ヲ修シ官員及ヒ人民悉ク参拜
スヘシ

と掲げられる。これは先に述べた『神社祭式』の原由に相
当する部分である。そして「官幣国幣社並府県社元始祭
式」の式次第が続く。いっぽう「郷村社元始祭式」には原
由はなく、式次第のみである。これらを表2にまとめ比較
する。

表2において元始祭式が官幣国幣社並府県社と郷村社に
より区別されていることに注目したい。この区分は、当時、
教部省が推進していた官社再編案によるものであろう。そ
して、官社再編案中の附帯条件たる官幣社例祭の地方官代
祭を式部寮は望んでおり、当該元始祭式は教部省に協力す
るかたちで式部寮が用意したものと考えられる。さて、こ
の両祭式を比較すれば、まず奏楽の有無が目につくが、こ
れは必須の要件ではないので、結局、神饌の臺数・品目が
違うのみである。「四時祭典定則」では官幣社例祭に中央
官員が、「官幣諸社官祭式」では地方官員が、それぞれ参
向することになっていた。中央官員であろうと地方官員で
あろうと、官員参向の祭祀については参向官の官職の差等
が社格に対応した。いっぽうで官員不参の神社祭祀におい

表2 一元始祭式比較 (明治五年太政官布告第三百八十五号による)

官幣国幣社並府県社元始祭式	郷村社元始祭式
<p>早旦神官神殿ヲ裝飾ス 午前第八時神官ノ長(府県社ハ祠堂下同) 幄舎ニ着ク 次神官ノ長殿ニ昇リ御扉ヲ開ク 此間奏楽(神官奏楽ヲ心得サレハ略スルモ妨ゲナシ下同) 次神官ノ次官以下(府県社ハ祠堂モ闕ルヘシ) 神饌ヲ伝供ス 此間奏楽 次神官ノ長祝詞ヲ奏ス(再拝) 挂卷母恐支某神社乃大前尔(中略) 御食御酒鱒乃広物鱒乃狭物奥 津藻菜辺津藻菜甘菜辛菜尔至留麻弓尔置足波志弓奉留事乎(後略) 次神官ノ長玉串ヲ執テ拝礼 次次官(府県社ハ祠堂) 以下拝礼 次次官以下神饌ヲ撤ス 此間奏楽 次神官ノ長御扉ヲ閉ツ 此間奏楽 次各退出 神饌(官幣国幣社九臺府県社八臺) 洗米 酒(二瓶) 餅 海魚 川魚(府県社ハ之ヲ略ス) 野菜 野菜 菓 塩水</p>	<p>早旦祠官神殿ヲ裝飾ス 午前第八時祠官(村社ハ祠堂奉仕ス) 以下幄舎ニ着ク 次祠官殿ニ昇リ御扉ヲ開ク 次祠官神饌ヲ伝供ス 次祠官祝詞ヲ奏ス(再拝) 挂卷母恐支某神社乃大前尔(中略) 御食御魚乎始弓種々乃物乎備 奉留事乎(後略) 次祠官玉串ヲ執テ拝礼(再拝拍手) 次祠掌拝礼 次祠官以下神饌ヲ撤ス 次祠官御扉ヲ閉ツ畢テ下殿シ幄舎ニ復ス 次各退出 神饌(六臺) 洗米 酒(二瓶) 餅(二重) 海魚(川魚ヲ用ルモ可ナリ) 野菜 塩水</p>

ても社格に応じた祭式を用意する必要があった。その要求にこの元始祭式は答えている。神饌の臺数は、官幣国幣社が九、府県社が八、郷村社が六臺となっている。社格による神饌臺数の差別化は、当該布告の前日に執行された新嘗祭班幣式にて地方官に頒布された官国幣社新嘗祭式（後述する表3に掲載）と同じである。この元始祭式は祭りの原由を示すとともに神饌の差等により官国幣社・府県社・郷村社までも網羅していることで式部寮達「神社祭式」の雛形となっている。このように他の祭祀に先立ち整備された元始祭を『祭式』①では祈年祭・新嘗祭・例祭の上位におき（表1の目次参照）、神社祭祀の中心に据える方針がみとれる。実は元始祭は神宮も注目していた。元始祭の布告に先立ち神宮は十一月七日、北小路随光・浦田長民の大小宮司より「御一新後 朝廷ニ於テ元始祭被行候ニ付而者、神宮ニ於テ右御祭典無之而者御不都合」と考えるから、神宮においても元始祭を取り行いたいと教部省に伺い出たところ、伺いの通りとされた。ここに元始祭は神宮をはじめ全国の神社で行うべき祭祀となった。『年中神拝略記』の元始祭には、

第一月三日ハ元始祭トテ 朝廷宮中ノ神殿ニ於テ 皇
上御身親ラ 天祖皇祖及御代々々ノ神靈ヲ御祭アリテ
往古 天孫降臨ノ始ヨリ 天日嗣高座ニ即セラレシ本

始ヲ尊ビ祝ヒ給フ御儀ナルヲ以テ元始祭トハ称スナリ
スル重大キ御祭日ナルニ因テ天下ニ普ク休暇ヲ賜ヒ、
伊勢 神宮ヲ始メ奉リ府県ノ官社以下郷村ノ産土神社
ニ至ル迄夫々祭祀ヲ行ハシメテ 国家ノ大典ニ遵奉シ
メ給フ然レハ天下一般ノ人民本日ハ勿論家業ヲ休ミ各
家ノ祖神職神ヲ祭祀リ其家業ノ繁栄長久ヲ祈ルヘシ
（傍点筆者）

と解説され、まさに国民教化にとつて相応しい祭祀となっている。

さて教書としての性格も持ち合わせる『神社祭式』の原型はいかなるものであったのか。四冊の『祭式』のうち、祭日に旧暦をのせる『祭式』②が最も古く作成されたものである。『祭式』②について星野は「神社本庁所蔵の『祭式』と同様の内容のもので、それに加筆、訂正が加えられたもの」とみなしている。この星野の指摘の通り、もとは木版であった『祭式』が都合三度の転写を経、現在は、謄写版の『祭式』として神社本庁に所蔵されている。したがって誤字（たとえば「卯ノ日ニツナレバ」が「卯ノ日ニツ有レバ」に）脱字（たとえば「聞食世止」が「聞食止」に）用字の相違（たとえば「掛卷母畏伎」が「挂卷母畏伎」に）などあるものの比較的もとの木版の構造を残していると考えられる。いっぽう『祭式』②は加筆、訂正が加えられていない部

分はもとの木版そのものであるが、貼紙や附箋が多く施されているためもとの構造を失っている。したがって『祭式』②と謄写版『祭式』を相互に補い木版『祭式』を復元することが『祭式』②の成立を探るための前提となる。貼紙・附箋のうち貼紙は厄介で内題「祭式」の下にも施されている。その貼紙の下には、うっすらとではあるが識語が目視により確認できる。識語は「正二位大教正近衛忠房従五位大教正千家尊福謹撰」で謄写版『祭式』と同様である。さて、すでに阪本是丸・高原が指摘するように近衛・千家

の二人が直接に木版『祭式』を編輯したのではないとすると、その時期は限定されてこよう。近衛と千家は五年四月二十八日、権少教正に、同年六月十三日に大教正に補されている。いっぽう教部省内には編輯課がおかれ「皇祖天神の大道を明にし、皇統の紹運神祇の功德、顕幽の微旨、祭祀の儀範、陵墓の制度、列聖の政謨、経世の要務より、総て天下の風教、人倫の礼法に関り、民を化し、俗を成す、日用の事理に至るまで、古を稽へ、今に求めて天地の公理の基き、大道の要を發揮し天下士民の智識を啓き、生口化青の神恩を感載し、天壤無窮の至尊に奉仕して祭政一致の盛治に帰向せしむる所以の教書を編輯することを目的とし、課内を分つて総管（八等一人）草按掛（九等二人、十等二人、十一等二人、十二等二人、十三等二人）検閲並典古掛（九等一

人、十^マ等一人、十一等一人、十二等一人、十三等一人）写手並書籍掛（十四等二人、十五等二人）総計二十人^⑮」であったが五年七月二十日に考證課に改称されたという。このようにわずかに四箇月しか存在しなかった教部省編輯課において、木版『祭式』は「祭祀の儀範」に関り「祭政一致の盛治に帰向せしむる所以の教書」として編輯されたのではなからうか。このように仮定すると木版『祭式』は明治五年六月から七月にかけて成立したことになる。

つぎに木版『祭式』から『祭式』②の変更内容につき新嘗祭式に注目して具体的な差違を本節と次節にまたがり縷々検討してゆきたい。ここでは『祭式』②の作成に前後して執行された明治四年の大嘗会奉幣式、翌五年の官国幣社新嘗祭式、そして明治八年の式部寮達「神社祭式」も合わせて比較検討する（表3参照。表3において、本節では原由について注目する。木版『祭式』は旧暦による中ノ卯日と祭日を載せるだけで『祭式』②も変更はなく、元始祭式の原因と比較すると極めて物足りない。そもそも、明治元年十一月の『新嘗布告書』では、

来ル十八日新嘗祭ニ相当リ御祭ハ於「京師」被^レ為^レ行候得共 主上御遥拝被^レ為^レ在候右御祭之儀ハ先 皇国之稲穀ハ 天照大神顕見蒼生之食而可^レ活モノナリト 詔命アラセラレ於「天上狭田長田」ニ令^レ殖給ヒシ

稲ヲ 皇孫降臨之時下給ヘルモノナレハ其 神恩ヲ忘
給ハス且旱淋ノ憂無^レ之様ニト 神武天皇以来世々之

天皇十一月中ノ卯日当年之新穀ヲ 天地地祇二供セ
ラル、重祀ニテ三千ネンニ近ク被^レ為^レ行来ル

と、新嘗祭は三千年近く続く重祀であると高らかに宣言さ
れている。また、明治四年十一月の「大嘗会告諭」では冒
頭に御一代一度の大嘗祭と年毎の新嘗祭の起源が、左の如
く述べられている。

大嘗会ノ儀ハ、天孫瓊々杵尊降臨ノ時、天祖天照大

御神詔シテ豊葦原瑞穂国ハ吾御子ノ所知国ト封シ玉ヒ

乃齋庭ノ穂ヲ授ケ玉ヒシヨリ、天祖日向高千穂宮ニ

天降マシマシ始テ其稲種ヲ植テ新穀ヲ間食スは大嘗新

嘗ノ起原也

右告諭のように神道古典に基き祭りの起源を説くことは
『五儀略式』『年中神拝略記』などの私祭の教書には当たり
前のことであつたが官祭の教書たる『神社祭式』の制定過
程において祭祀の原由はどのように扱われたのであろうか。
これについては高木真蔭の著わした新嘗祭啓蒙書「新嘗祭
略解」の出版をめぐる教部省と式部寮の姿勢が参考になる。
引用が長くなるが、以下に両省のやりとりを紹介する。

明治五年十一月八日、岐阜県より文部・教部両省に新嘗
祭啓蒙書の出版許可が願ひ出される。

当県管下厚見郡岐阜鎮座伊奈波社（県社何中）祠官ニ
撰拳イタシ置候高木真蔭儀今般別紙新嘗祭略解撰著遍
管内人民へ為相心得度段申出及点檢候処允当之辨解ニ
付承届度ト存候間宜御諒評被下度右者指越候儀ニ者候
得共当春已ニ祈年祭被為行候上者必定新嘗祭被為行候
儀ト存候ニ付前以相伺置申候尤頒布之義者追而新嘗会
御発令後順序不相失様取斗可申候間宜御許容有之度御
許可之上者以活字版摺立管内限頒布イタシ度ト存候間
早々御指揮被下度此段相伺候也

明治五年申年十一月八日

岐阜県参事小崎利準
岐阜県令長谷部恕連

文部省

教部省御中

右は、今春の祈年祭同様に新嘗祭もまた行なわれるであ
うから伊奈波社祠官・高木真蔭が著わした啓蒙書を岐阜県
下において出版したいとの県令・参事連名による願ひ出で
あつた。次に「新嘗祭略解」と名付けられた啓蒙書を次に
示す。

当月二十二日（下卯日也神祇令ニ謂有三卯者以中卯日
為祭日不更下卯也）ハ新嘗祭ナリ（天皇御一代ニ一度
行ハセラル、ヲ大嘗祭ト云ヒ毎年行ハセラル、ヲ新嘗
祭ト云嘗トハ俗ニ饗応ト云フコトニテ神祇ニモ天皇ニ

表3 新嘗祭式の比較

原由	齋戒 幣物 点檢	鋪設	式次第
<p>四年大嘗会奉幣式 ※大嘗会告諭参照</p>		<p>○官幣国幣社奉幣次第早 旦神殿裝飾ヲ奉仕ス</p>	<p>第八字地方官等坐ニ着ク 先開扉（宮司奉仕之） 奏樂（神樂歌或ハ社頭 相伝ノ樂等適宜） 次神饌ヲ供ス（宮司以下 神官奉仕之） 神官奉仕之 奏樂（同上） 次神官列座再拜拍手 次御幣物ヲ捧ク（知事或 ハ大少參事役之再拜拍 手） 次祝詞（知事或ハ大少參</p>
<p>木版「祭式」 ○新嘗祭式 十一月中ノ卯ノ日ヲ以テ 祭日トス（翌辰日暁ニ至 ル）但シ卯ノ日ニツナレ バ下ノ卯ノ日ヲ用</p>	<p>府県長官以下祭ニ関ル官 員及宮司以下神官共ニ前 日ヨリ齋戒ス／前日長官 正庁ニ臨ミ幣物ヲ点檢シ 属ニ附ス</p>	<p>○当日次第 夕第四字神官神殿ヲ裝飾 シ鋪設ヲ具ス</p>	<p>第六字宮司以下神官幄舎 ニ着ク 以下次第総テ祈年祭ノ 条下ノ如シ 宮司祝詞（省略） 長官祝詞（省略）</p>
<p>同上 『祭式』②</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>五年官国幣社新嘗祭式 官国幣社／新嘗祭式 十一月中ノ卯ノ日（但シ 卯ノ日ニツナレバ下ノ卯 ノ日ヲ用フ）朝廷ニ於テ 祭祀ノ当日地方官ヲ召テ 官幣社国幣社ノ幣物ヲ領 チ各地方ニテ日ヲ選ヒ祭 祀スヘキ旨ヲ命ス</p>	<p>地方ノ長官以下祭ニ関ル 官員及神官ノ長官以下共 ニ前日ヨリ齋戒シ地方ノ 長官正庁ニ臨ミ幣物ヲ点 檢シ属ニ附ス</p>	<p>当日早旦神官神殿ヲ裝飾 シ鋪設ヲ具ス</p>	<p>朝第八字神官ノ長官以下 幄舎ニ着ク 次地方ノ長官以下官員 幄舎ニ着ク（手水ノ儀 アリ） 次属幣櫃ヲ門内ニ入レ御 下ニ置ク 次神官ノ長官殿ニ昇リ御 扉ヲ開ク 此間奏樂（社頭ニヨリ 神官奏樂ヲ心得サルト キハ之ヲ略スルモ妨ゲ</p>
<p>式部寮達「神社祭式」 官国幣社新嘗祭（十一月 廿三日） 本月十日太政官庁ニ於テ 幣帛ヲ班ツ</p>			<p>其式総テ祈年祭ニ同シ 祝詞（省略）</p>

	<p>事奏之再拝拍手) 次知事以下地方官拝礼 (奏任以上玉串ヲ捧グ) 次宮司以下拝礼 次御幣物及神饌ヲ撤ス (御幣物ハ後神庫ニ納ム) 奏樂(同上) 次閉扉(宮司奉仕之) 奏樂(同上) 次各退出 祝詞(祝詞案に別掲)</p>
<p>ナシ下同ジ) 次神官ノ次官以下神饌ヲ 伝供ス 此間奏樂 次屬幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ 殿ニ昇リ飯ニ案上ニ置 ク(案ハ豫メ便宜ノ所 ニ設クヘシ) 次神官ノ長官幣物ヲ神前 ノ案上ニ奉ル(再拝拍 手) 次同官祝詞ヲ奏ス(再 拝)(祝詞は省略) 次地方ノ長官玉串ヲ執テ 拝礼(再拝拍手) 訖テ下殿シ幄舎ニ復ス (玉串ハ府県掌執テ昇 殿シ傍ニ就テ渡之) 次地方官員拝礼 次神官ノ長官玉串ヲ執テ 拝礼(再拝拍手訖テ下 殿セス本坐ニ復ス○玉 串ハ主典執テ昇殿シ傍 ニ就テ渡之) 次同次官以下幣物及神饌 ヲ撤ス 此間奏樂 次神官ノ長官御扉ヲ閉ツ 訖テ下殿シ幄舎ニ復ス 此間奏樂 次地方ノ長官以下神官退 出</p>	

幣物 神饌	<p>官幣大社 松尾神社以下廿五社 五色帛各一丈・布一端・絹三屯以上三種祭 奠料金二千匹 官幣申社六社 五色帛各一匹・布一端・絹二屯以上三種祭 奠料金千匹 国幣申社四十五社 同上 国幣小社十七社 五色帛各五尺・布一端 以上二種 祭奠料金五百匹</p>
<p>○神饌十臺 米御飯（常ノ編飯也） 粟御飯（同上） 白酒（醴酒也二甕） 黒酒（清酒ニクサギノ黒 焼ノ粉ヲ交ヘタルヲ云 或ハ黒胡麻ノ粉ニ代ル モ可也二甕）</p>	<p>○幣物三種（官幣社国幣 社トモ地方ニ於テ具備 ス） 五色絹各一丈尺（官幣国 幣トモ中小社ニハ各五 尺） 木綿二斤 麻二斤（官幣国幣トモ小 社ニハ除之）</p>
<p>○神饌十二臺（中社十一 臺小社十臺） 米御飯（常ノ編飯也） 粟御飯（同上） 白酒（醴酒也二甕） 黒酒（清酒ニクサギノ黒 焼ノ粉ヲ交ヘタルヲ云 或ハ黒胡麻ノ粉ニ代ル モ可也二甕）</p>	<p>○神饌（大社十一臺○中 社十臺○小社九臺） 和稻（精米ノ洗米ヲ云又 飯ニ炊キタルヲモ用 ユ） 荒稻（稻穂ヲ採リ束ネタ ルヲ云又粃米略ニハ黒 米ヲモ用ユ） 神酒（二瓶○清酒或ハ醴 酒ナリ）</p>
<p>餅 海魚 酒（二瓶） 荒稻 和稻 神饌（大社十一臺○中 社十臺○小社九臺）</p>	<p>海魚 海魚（鱮広物ニアタル大 海魚ヲ云）</p>

備考	翌 次第	
○十一月十七日の大嘗会		
但シ祝詞奉幣ノ儀無シ	○翌晚次第／晚第二字神 官地方官着舎以下凡テ夕 次第二同ジ ○神饌十臺（夕神饌二 同ジ）	鳥（雁鴨ノ類有ルニ任ス ヘシ） 菓（柿栗柚ノ類有ルニ任 スヘシ） 甘菜辛菜 奥津藻葉辺津藻葉 水 塩 野菜 海藻
但シ祝詞奉幣ノ儀無シ	○翌晚次第／晚第二字神 官地方官着舎以下凡テ夕 次第二同ジ ○神饌十二臺（中社十 一臺小社十臺夕神饌二 同ジ）	川魚 鳥（中社二ハ除之） 菓（小社二ハ除之） 水 塩 野菜 海藻
○版本には「官幣国幣社		川魚（鱒狭物ニアタル小 魚ヲ云貝類ニ代ルモ可 也） 鳥（○中社二ハ除之） 海藻（昆布荒布ハ奥津藻 菜和布海松ハ辺津藻菜 ナリ） 野菜（蕪大根牛房人參筍 等ハ甘菜山葵生姜芥子 等ハ辛菜也） 菓（○小社二ハ除之） 水 塩
○「幣物」とは金幣のこ		川魚 鳥（○中社二ハ除之） 海藻（二品） 野菜（同上） 菓（○小社二ハ海菜野菜 一品宛一臺トス） 塩水 幣物 右幣物ノ外各地ノ所産或 ハ外邦ノ物品ヲ副テ奉ル モ妨ゲナシ

奉幣式は祭式書としては
まとまっておらず「奉幣
社頭之儀」と「祝詞案」
に分かれる。
○賀茂面社・男山・氷川
の四社は班幣使が参向す
るため別次第となってい
る。

新嘗祭式」とある。
○幣物の記述はないが官
幣大社には幣帛料七円五
十銭・神饌料五円、官幣國
幣の中社には幣帛料五円
五十銭・神饌料二円五十
銭、同小社には幣帛料四
円七十五銭・神饌料一円
二十五銭、と社格に応じ
た金幣が頒たれている。

祇ノ御恩ヲ謝シ奉ルヘキ也

明治五年歲次壬申冬十一月 高木真蔭謹撰

本件につき同月十七日、文部・教部両省は式部寮に打合せ
をする。

岐阜県管下高木真蔭ヨリ新嘗祭略解活字摺立之義伺出
候ニ付差許可申存候御寮ニ於テ差支有之間敷候哉則稿
本相添為念一応及御打合候間早々御回答有之度候也

壬申十七日 教部省

文部省

式部寮御中

追テ稿本ハ御披閱之上御返却有之度候也

両省は当該書の出版を「差許」つもりだが「為念一応」式
部寮に打診したとのことである。これに対し、式部寮は次
のように回答する。

モ臣民ノ上ニモ云フコトナリ。抑新嘗祭トハ天皇新穀
ヲ神祇ニ嘗タマフ御祭ニシテ二月祈年祭ニ当年ノ豊熟
第一ト神祇ニ捧ゲタマフ御儀ナリ再説ハ食物ハ万民ノ
命ニテ天孫降臨之時天照大御神ノ以テ吾高天原所御齋
庭之穂一亦当ニ御於吾見一ト詔ナマヒシハ五穀ヲ天孫ニ
マカスルカラコレヲ以テ蒼生ヲ養ヘト命セタマヒシ御
事ニテ歴朝ノ聖主殊ニ是ヲ重ゼラレ春ハ万民ノ為ニ新
穀豊饒ヲ祈リタマヒ秋冬ハ万民ノ為ニ神祇ニ報祭シ報
本反始ノ誠ヲ示サセタマヒ次ニ主上モ聞召臣民ト応分
ニ祝テ嘗ル事田舎ナドニ刈収トテ祝フガ如ク神代モ今
モ同ジケレハ下万民一心ニ日三度ノ食ハ即天照大御神
ノ御賜物ゾト重大ニオモヒ更ニ敬神ノ意ヲ厚ク心得今
日ハ殊更神社ニ詣デ又親戚朋友会集テ新穀ヲ嘗俱々神

岐阜県管下高木真蔭ヨリ新嘗祭略解活字摺立之義ニ付御打合之趣致承知候右ハ昨年大嘗祭之節御一代一度大嘗祭其後年々新嘗祭御執行云云之義普ク御布令ニモ相成義ニ付別段御差許無之候テ可然存候乍併是非御許容相成儀ニ候得ハ昨年御布令之分ト篤ト御照準有之聊齟齬不到様御取斗有之度此段及御答候也

壬申十一月十七日 式部寮

教部省

文部省御中

(傍点筆者)

右によれば式部寮は昨年の「大嘗会告諭」において毎年の新嘗祭執行の意義も含まれているので「別段御差許無之」でも構わない、としながら是非ともとあらば昨年の告諭と「聊齟齬不到様」取り扱うように両省に回答した。これに対し教部省は告諭と略解の内容を比較検討し、次の如く式部寮に申し入れた。

新嘗祭略解活字摺立願之儀ニ付大御回答之趣致承知候右者先年大嘗祭之節御布令モ有之候得共此書ハ更ニ其趣ヲ宣衍致童蒙ニモ解シ易ク記候義付僻遠之民ニ朝廷之古義ヲ令知候一端共相成可申且昨年御布令ハ大嘗祭ニ付新嘗祭ノ御趣意ヲ併セテ御布令相成候義ニ而別紙略解ハ新嘗祭而已記候義ニ付粗密之同異者有之候得共御趣意齟齬之廉ハ聊相見へ不申候間差許可申ト存

候此段再及御打合候也

壬申十一月廿日 教部省

式部寮御中

(傍点筆者)

追而別紙ハ御返却有之度候也

教部省は、両者には粗密の差こそあれ「御趣意齟齬之廉ハ聊相見へ」ないと式部寮に申し入れた。これを受け式部寮は同月二十日に「新嘗祭略解活字摺立之儀ニ付別紙之通教部省ヨリ打合来候右ハ先年来屢御告諭モ被為在候へ共高木真蔭願之通大許容可相成哉此段相何候也」と正院に上申し、同月二十六日「伺之通」と裁可された。

新嘗祭は宮中における最も重要な祭祀であり国民教化のまたとない機会のはずである。県社列格申請中の伊奈波神社の祠官に推挙された高木真蔭は、官国幣社における新嘗祭執行を見越して「新嘗祭略解」を著わした。五年八月にはすべての神官が教導職に補せられているから、高木も国民教化の先頭に立つ教導職の自覚をもつてかかる啓蒙書を作成したものと思われる。さて政府は、明治元年には「新嘗布告書」を配布し、四年には大嘗会告諭をもって、大々的な啓蒙活動を行なったが、五年になってこれといった動きはない。藤田大誠の研究によれば教部省内で編輯課が考證課と改称されたところ、教部省が教書を自ら編纂することはなくなっていたという。¹⁸⁾ 国民教化の主体は教導職にす

に移っていたので教部省は高木真蔭の啓蒙書を大いに歓迎した。対照的に式部寮はこの一県下限定の啓蒙書に対して、神道古典に基づく言説であるとしても、大嘗会告諭と聊かの齟齬もないようにと、極めて慎重な姿勢をみせている。これは祭教分離の原則のもと、式部寮としては論争の火種となる教義には極力関与しない方針を貫いているからであろう。したがって式部寮が全国に布達する法令として目指していた式部寮達「神社祭式」に教義が入り込む餘地はまったくなかった。しかしながら『神社祭式』が啓蒙書であることには間違いはない。『神社祭式』ではそれに掲げられる神社祭祀の、唯一の根拠が宮中祭祀（あるいは太政官における幣幣）にあると教えているからである（表3参照）。

三 神饌による神社の序列化

前節において木版『祭式』は「正二位大教正近衛忠房従五位大教正千家尊福謹撰」による教書として作成された可能性を示した。そして表3にみるがごとく『祭式』②を作成するにあたり原由の部分には変更はなかった。しかしながら『祭式』②の扉に掲げる内題には「祭式（幣物神饌）改之方」と書写されるように木版『祭式』に対して幣物と神饌の内容を中心に変更したことを明示している。さて神饌は一社で用意されることが多いが、幣物は崇敬の證とし

て神社に奉納されるものであった。そして明治国家にとっても奉幣・班幣・は宮中と有力神社を結ぶ重要な行事であった。明治大嘗会においても官国幣社への班幣は次のように大行的に行われている。

大嘗会につき神宮由奉幣使發遣並びに神宮以下諸社班幣の儀を行ふ、是れより先、大嘗会奉幣の諸社を選びて、神宮・同別宮・皇霊・神祇省神殿・官幣大社二十九社・官幣中社六祀・国幣中社四十五社・国幣小社十七社と定め、是の日、午前九時其の幣帛を神祇省神殿前庭の幣殿に具備す、神祇省・式部寮の諸官並びに神宮由奉幣使・同班幣使正二位三條西季知、官幣大社賀茂別雷神社・同賀茂御租神社・同男山八幡宮班幣使神祇少丞澤簡徳等の著座するや、先づ神宮幣帛發遣の儀あり、次に賀茂両社・男山八幡宮幣帛發遣の儀ありて、各使進發す、次に官幣・国幣九十四社班幣の儀あり、各地方官拝受して退く、而して二十七日、神宮由奉幣の儀あり、季知、皇太神宮並びに豊受大神宮に参向して幣帛を奉り、是の歳十一月中卯日を以て大嘗会を行ひたまふ旨を奉告す、翌二十八日、季知、班幣使として再び両神宮に参向し、幣帛を奉り、宣命を奏す、尋いで十一月二日、皇霊・神祇省神殿に各々幣帛を奉る、又同三日、賀茂両社に、四日、男山八幡宮に奉幣あり、

九十四社の官国幣社に在りては幣帛の到れる日、地方官神社に参向し、班幣使に代りて之を供す、但し官幣大社氷川神社には、十一月三日特に神祇少丞戸田忠至を班幣候として参向せしめ、幣帛を供せしめらる¹⁹⁾。

右『明治天皇紀』によれば、社格に従い全国に幣帛が班された後、各地で奉告祭が順次、執行される様子がわかる。地方官の斎戒および幣物点検の次第は確認できなかったが、「奉幣社頭之儀²⁰⁾」によれば大嘗祭当日の奉幣式は午前八時に始り、宮司が開扉の後、地方官による奉幣・祝詞が確認できる。言うまでもなく幣物はこの祭りの中心で、社格により差等がある。いっぽう神饌は神前に供されるものの、特に品目・数量に指定はない。

次に『祭式』に目を転じると、木版『祭式』と『祭式』②の新嘗祭式はともに、宮中の新嘗祭にない夕神饌と暁神饌を中心とした、いわゆる御饌祭となっている。この二度の神饌については明治六年十月になって物部神社から浜田県に問合わせが寄せられた²¹⁾。

物部神社新嘗祭之儀ニ付御伺

昨壬申ノ春神祇省ヨリ御渡相成候祭、典式中ニハ新嘗祭ニ限り夕暁二度ノ神饌式有之ニ付昨壬申十一月二ハ御式通り執行候所其後式部寮ヨリ御渡相成候神饌料矢張祈年例祭ニ同神饌一度分金五百匹ヲ以御下ケ相成右ハ

神祇省御廃止以來新嘗祭式モ御改ニ相成候哉新嘗祭ニ限り餘祭一度分之料ヲ以テ神饌、二度分相調候儀有之間敷是等本年之所ハ如何心得候而可然哉式部寮御一定之御規則奉伺候也

明治六年十月 物部神社宮司金子有卿

浜田県権令佐藤信寛代理

浜田県権参事渡邊積殿

(傍点筆者)

これを別紙として浜田県は式部寮に左のごとく伺いを立てた。

国幣物部神社ヨリ新嘗祭之儀ニ付別紙之通伺出候処右ハ如何為相心得可然哉此段相伺申候也

浜田県権令佐藤信寛代理

明治六年十月廿日 浜田県権参事渡邊積

式部頭坊城俊殿

式部寮は浜田県に対し、

伺之趣昨壬申十一月当寮ヨリ相渡候新嘗祭奉幣式之通神饌一度供進之儀ト心得候様神官へ可相違事

六年十一月四日

と回答している。これら一聯のやりとりから以下のことわかる。すなわち神祇省は神饌二度の新嘗祭を策定し「祭典式」なるものに盛り込み、これを官国幣社に頒布した。五年三月に祭事祀典の事務を神祇省から引継いだ式部

寮は五年十一月には独自の官国幣社新嘗祭式を策定しこれを官国幣社に通達した。何等かの手違いにより式部寮の新嘗祭式は物部神社あるいは浜田県に通達されなかった。六年になり物部神社は餘祭一度分の神饌料しか下されないことに疑問を抱き上述の伺いを立てることになった。神祇省は夕暁の二度の神饌を供する御饌祭型の新嘗祭式を案出し、全く同じではないかもしれないが、その式次第が版本『祭式』に流れ込んだ可能性がある。

しかしながら式部寮が版本『祭式』に検討を加えた結果、祈年祭に代表される奉幣祭型の新嘗祭式^②として明治五年十一月に官国幣社に達せられた。この新嘗祭式が式部寮達「神社祭式」の基本型となつていたので以下に幣物・神饌について検討してみよう。まず『祭式』^②には「幣物三種」に対して「官幣社国幣社トモ地方ニ於テ具備ス」と割註が追加されている。これは幣物護送の手間暇を軽減する目的があつたと考えられる。上述のように四年十月の大嘗会班幣に続き、五年二月には祈年祭班幣が行われた。たとえば官幣小社札幌神社には祈年幣として「五色絹各五尺・木綿二両・祭典料金五百匹」が班たれた。二月四日、神祇省神殿にて発遣された幣物は護送され札幌神社に至り社頭にて祈年幣が執行されたのは四月二十八日のことである^②。そして五年七月十七日には「官国幣大中小社幣帛料ヲ定ム

ル儀式部寮伺」が正院にて允可されたため官国幣社の例祭幣帛料は金納となつた。例祭にない新嘗祭幣帛料もまた金納と定まり、十一月二十二日、太政官大広間にて地方官に幣物（金幣）が班たれた。札幌神社に官国幣社新嘗祭式・幣帛料・神饌料が到着したのは翌六年一月二十一日であつた^②。改暦により五年十二月三日が六年一月一日に相当するため金幣の護送に一箇月ほど要したことになる。祈年祭幣物の護送期間は約三箇月であつたので幣物金納による時間短縮が認められる。勿論、労力も同様に軽減されたはずである。

金幣となつた幣物は七円五十銭（大社）五円五十銭（中社）四円七十五銭（小社）と差等が設けられても、それだけの金貨が檀紙あるいは大奉書に包まれて雲脚臺^②に載せられてしまうと外観上の違いはなくなつてしまう。そこで官国幣社の序列を明示する指標として幣物にかわり神饌が選ばれたと考えられる。しかも神饌はもともと現地調達されるため護送の手間も掛からない。『祭式』^②には「神饌十二臺（中社十一臺小社十臺）」「鳥（中社二ハ除之）」「菓（小社二ハ除之）」と、社格に対応した神饌品目・臺数が指定されている。この神饌による差等は、上述した五年七月の各社例祭幣帛料が金納とされた際の幣帛料の打分けにも見受けられる。しかしながら実際に執行される祭式

(式次第・祝詞・幣物神饌などをまとめて掲載した摺本)中に明示されたのは、五年十一月の官国幣社新嘗祭式が初めてで、八年四月の式部寮達「神社祭式」では諸祭において社格に応じた神饌の差等が確認できるが、すでに『祭式』のなかでは神饌の差等がつけられていた。いっぽう例祭において

官幣社・国幣社の別が設けられた『祭式』③であるが神饌の品目・数量に、官・国の差はなく表4のごとくである。そして祭祀に供される神饌は一尺二寸あるいは一尺とされた三方臺に載せられ、その三方臺は社格と祭祀の種別により決められた臺数がまとめて八脚高机に置かれる。八脚高

表4 『祭式』③における祭祀と神饌の対応

祭数	塩水	菓	野菜	海菜	水鳥	野鳥	川魚	海魚	餅	酒	荒稲	和稲	祭祀
9	○	○	○	○	△	△	○	○		○	△	△	大祈
8	○	○	○	○			○	○		○	△	△	中祈
7	○		○	○			○	○		○	△	△	小祈
6	○	○	△	△			△	△		○	△	△	県祈
5	○		△	△			△	△		○	△	△	郷祈
4	○		▲	▲			▲	▲		○	△	△	村祈
11	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	大新
10	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	中新
9	○		○	○			○	○	○	○	○	○	小新
8	○	○	△	△			△	△	○	○	○	○	県新
7	○	○	△	△			△	△	○	○	△	△	郷新
6	○		△	△			△	△	○	○	△	△	村新
11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	大例
10	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	△	△	中例
9	○		○	○	△	△	○	○	○	○	△	△	小例
8	○	○	△	△			○	○	○	○	△	△	県例
8	○	○	△	△			○	○	○	○	△	△	郷例
7	○		△	△			○	○	○	○	△	△	村例

(大)官幣大社、中)官国幣中社、小)官国幣小社、県)府県社、郷)郷社、村)村社、折)折年祭、新)新嘗祭、例)例祭、○は一臺、△は○・五臺、▲は○・二五臺

机は長五尺とされるから、場合によっては二脚あるいは三脚が設営されたであろう。式部寮編『神社祭式』附図にはこれらの祭器具が掲載されている。社格の指標が幣物から神饌になったからには、これらの祭器具の規格化も重視されたに違いない。附図に載せられた祭器具はいずれも彩色が施され、その寸法が明示されている。

ところで表4にみるが如く極めて組織的に序列化された神饌品目・臺数はどのようにして決められたのであろうか。

『祭式』④にその答えがある。『祭式』④のみ「仮殿遷坐」「本殿遷坐」の組合せが三組あり、官幣大社安房神社の遷座祭式の神饌品目の調査・策定に用意されたと考えられる⁽²⁶⁾。これを見ると順を追って神饌の臺数・品目が充実にゆくのだが、神饌品目が決定するまでの過程は次の三段階に分けられる。

【第一段】 官幣大社の仮殿遷坐式・同本殿遷坐式の神饌臺数を各々10・11とする。

【第二段】 官国幣中社以下の神社についても一臺の等差をもって仮殿遷坐式・同本殿遷坐式の神饌臺数を決める。

【第三段】 神饌臺数に応じた神饌品目の内訳を決める。

この三段階の過程を表5表6表7に示す。興味深いのは神饌の品目よりも先に三方の臺数が決められていることで

ある。この方式により社格の序列とともに祭祀の序列（あるいは特徴）が視覚化されることになった。

おわりに

以上の四冊の『祭式』のなかでは官幣・国幣の別がある『祭式』③が最も遅くまで更新されたようである。そして式部寮による祭式の取調べは、最終的には星野が指摘するよう、七年一月には終わったので教部省に対し『祭式』の内容の是非につき照会している。これを受けた教部省は、次のように回答している。

先日御打合有之候祭式之内府県社以下祭典之節ハ地方官員或ハ区戸長之ニ臨ミ其幣物等ノ具否ヲ問ヒ又神饌ハ幾臺幣物ハ幾何ト御定之義相見候処府県社以下之儀ハ総テ祠官祠掌俸給モ無之人民私費ヲ以奉仕致其上右等之神社地方之請願ヲ相立候ノミナラス間ニハ官撰ニテ其社格ヲ定候向モ有之随テ社頭之大小社入之多少モ候処本文ノ如其社格ヲ遂ヒ官ヨリ一概ニ祭式ヲ被為有候テモ到底難被行竟ニハ費用等ニ堪兼候旨ヲ以社格ヲ降候様追々苦願申出社数相減候ハ必然之勢ニ付可相成ハ此旨御参酌之上其式ノミ御揭示ニテ実地ハ其社其土之適宜ニ任セ執行候様被仰出度仍テ此段見込之儘申入候也

表5 【第一段】の神饌臺数

臺数	祭祀	祭祀
10	大仮	大仮
	中仮	中仮
	小仮	小仮
	県仮	県仮
	郷仮	郷仮
	村仮	村仮
11	大本	大本
	中本	中本
	小本	小本
	県本	県本
	郷本	郷本
	村本	村本

(大Ⅱ官幣大社、中Ⅱ官国幣中社、小Ⅱ官国幣小社、県Ⅱ府県社、郷Ⅱ郷社、村Ⅱ村社、仮Ⅱ仮殿遷坐、本Ⅱ本殿遷坐、○は一臺、△は○・五臺)

表6 【第二段】の神饌臺数

臺数	祭祀	祭祀
10	大仮	大仮
9	中仮	中仮
8	小仮	小仮
7	県仮	県仮
6	郷仮	郷仮
5	村仮	村仮
11	大本	大本
10	中本	中本
9	小本	小本
8	県本	県本
7	郷本	郷本
6	村本	村本

表7 【第三段】の神饌臺数・品目

塩水	菓	野菜	海菜	鳥	川魚	海魚	酒	餅	荒稲	和稲	洗米	臺数	祭祀
○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	10	大仮
○	○	○	○		○	○	○	○			○	9	中仮
○	○	○	○		○	○	○				○	8	小仮
○	○	○	○		△	△	○				○	7	県仮
○		○	○		△	△	○				○	6	郷仮
○		△	△		△	△	○				○	5	村仮
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		11	大本
○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		10	中本
○	○	○	○		○	○	○		○	○		9	小本
○	○	○	○		△	△	○		○	○		8	県本
○		○	○		△	△	○		○	○		7	郷本
○		△	△		△	△	○		○	○		6	村本

明治七年二月廿四日 教部大輔六戸璣

式部頭坊城俊政殿 (傍点筆者)

右の教部省回答によると、民費をもつて総てを賄う府県社以下神社にあつて厳格な祭式を励行することは難しく費用に耐え兼ね降格を願ひ出る神社もあるという至極当然なものであつた。これに対し式部寮は以下のように返答した。

祭式之内府県社以下云々の儀致了承候則別紙之通書副可相伺見込ニ候間此段御承知有之度候也

明治七年二月廿五日 式部頭坊城俊政

教部大輔六戸璣殿

添附された別紙には、式部寮による修正案が次のように示された。

府県社祈年祭

官国幣社ノ祭式畢テ後日ヲ扱テ祀ルベシ(以下書副)

但シ府県社以下ハ総テ「民費此五字ヲ除クタレバ」此式ニ原ツキ

諸祭奉仕ノ人員及ビ神饌幣物等総テ各地ノ適宜ニ任スベシ (傍点筆者)

右修正案によると府県社以下については「各地ノ適宜ニ任」されることとなつた。式部寮による神饌品目・数量の取り決めは全国神社の諸祭を網羅する極めて組織立つたものであつたが、理想に走り過ぎ民費をもつて経営される府県社以下神社にとつては費用負担による悪影響が懸念され

た。したがつて式部寮も軌道修正を餘儀なくされたのである。結局、八年四月の式部寮達「神社祭式」は官国幣社で行なわれる祭祀に対する規則を定めるものになつた。しかも官社であっても祭典費の裏付けのない遷座祭は神饌の臺数のみ指定され、品目の詳細な打ち分けは削除された。

本稿では神社祭祀の包括的な規則である明治八年の式部寮達「神社祭式」の制定過程を四冊の『祭式』の内容を検討することで明かにした。明治八年の「上神社祭式表」には、

全国ノ社格ヲ定ムルニ至ル夫レ幣ニ官国ノ別アリ社ニ府県郷村ノ等ヲ立ツ幣帛ノ奠籩豆ノ享一定ノ式無ル可ラス

と官国幣社以下神社の社格が幣帛・神饌をもつて辨別されるべきことを説く。これは単なる修辭ではなく式部寮が実践した事実であつた。そして教書としての性格は極力抑えられているものの神社祭祀の淵源が間違いなく宮中祭祀にあることを『神社祭式』は物語っている。

註

(1) 拙稿「改暦前後の神社祭祀」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊五三、平成二十八年十一月)。

(2) 本稿において原則として、法令は式部寮達「神社祭式」、

- 書籍は式部寮編『神社祭式』と表記するが、場合によっては厳密に区別していないことをはじめにお断りする。『神社祭式』は家蔵の式部寮編『神社祭式』（明治八年四月）を参照した。
- (3) 函架番号109・383。
 (4) 高原光啓「式部寮達『神社祭式』の制定過程」（『神道宗教』一九三、平成十六年一月）。
 (5) 星野光樹「修祓に関する一考察——『神社祭式』の制定過程を中心に——」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊五二、平成二七年十一月）。
 (6) 河野省三「明治初年の教化運動」（『國學院大學紀要』一、昭和七年十一月）。
 (7) 神宮教院蔵版『五儀略式解除式』（明治六年七月）。
 (8) 神宮教院蔵版『年中神拝略記』（明治六年七月）。
 (9) 国会図書館蔵『太陽暦』（永続的識別子:infondhp/pid/2332563）「皇大神宮大麻奉祀式」（明治六年十二月）。ただし宮中の天長節祭の賢所祝詞には教説は含まれない。その内容は「掛巻母恐支賢所乃大前尔式部助従三位橋本実梁恐美恐美母白左久今日乃此日乃天長節尔侍従正四位富小路敬直乎使止為弓御玉申乎捧奉利齋祭良世給布賀故尔御食御酒魚乎始弓種種乃物乎備奉弓慎敬比仕奉留事乎聞食世止白須如此聞食弓婆天皇乃大朝廷乎弥益尔常石尔堅石尔仕奉留百官人等天下四方国乃公民尔至留麻弓尔伊賀志夜具波延乃如立荣志米給倍止白須事乎聞食世止恐美恐美母白須」（宮内公文書館蔵「儀式録5明治5年」（識別番号102識別枝番号5）「卷之三 天長節式」）である。これによれば勅使が玉串を奉るため大前に神饌が
- (11) 供せられることを報告したうえで朝廷官人・全国臣民の繁栄を祈念するのみである。皇霊祝詞・八神天神地祇祝詞もまた同様で、「誕生之式」のように伊邪那岐命の事績や顕幽分界のことが語られることはない。
- (12) 「葬祭之式」は原由のみを載せ詳細は「葬祭略式」を参照することになっている。『葬祭略式』については藤田大誠「近代国学の研究」第二章「明治初年の国家祭祀形成と国学者——神祇官・神祇省の考証作業を中心に——」（『五・葬祭略式』の成立）を参照。
- (13) 「神宮・明治百年史」上（昭和六十二年九月）二七九頁。元始祭は明治五年十一月十五日の教部省第二六号達により、祈年祭・新嘗祭・例祭（年中一度の大祭）・天長節祭・両度祓式とともに官幣社官祭に指定されたが、阪本是丸の研究（阪本是丸「国家神道形成過程の研究」（岩波書店、一九九四年一月）「第一部 近代神社制度と国家祭祀の再編」第三章「近代神社制度の整備過程」）「六官社経費をめぐる大蔵・教部両省の対応」によれば祭典費の裏付けのないもので、神社祭祀の中核とはならなかった。
- (14) 「祭式」は「祭儀」（前掲、高原論文を参照のこと）とまとめて謄写されている。その奥付（二七七丁ウ）には「明治六年四月下院於浪萃旅寓謹而書写之／浜田巖彦」続けて「同年六月下旬浜田主三乞得テ謹而書写之／池清水（花押影）」と明治六年における二度の転写の来歴が明記されている。さらに裏表紙見返し遊びには「宮地直一氏蔵本を神社局に於て謄写一本を贈らる／昭和三年四月／阪本廣太郎」と神社局時代に謄写版を作成するにあ

たりもう一度、都合三度、転写されたことになる。星野は最初の転写の日付である明治六年四月をもつて「上申」されたとしているが、筆者は木版「祭式」が編輯されたのは五年六月のことと考えており、これについては本文において後述する。

(15) 『神社協会雜誌』第二十二年四号、四一頁。

(16) 藤田大誠の研究によれば、内題に「正二位大教正近衛忠房従五位大教正千家尊福攷定」の識語を掲げる「葬祭略式」は教部省編輯課において準備されたという（『近代国学の研究』第三章 明治初年における神社行政と国学者の考証——教部省考証課の営みを通して——）「四教部省内編輯課から考証課へ」。

(17) 宮内公文書館蔵『祭祀録 明治五 資料12 巻12』（識別番号82964）「規則雑件」。

(18) 前掲『近代国学の研究』において藤田は明治六年段階としながらも教部省の職掌につき「教導職等の教義に関する書（教書）に対する検査、出版統制は行なうが、最早教部省自身が教書を編輯するという意図は全く無くなっている（だからこそ「編輯課」を改称し「考証課」としたのである）」（一五〇頁）と考察している。

(19) 『明治天皇紀』明治四年十月十五日条。

(20) 「長門国一ノ宮住吉神社史料」上（昭和五十年十二月）には明治大嘗祭関聯の史料として「四〇七 大嘗祭班幣通達書」「四〇八 神祇省達写」「四〇九 奉幣祭式次第」「四一〇 奉幣祭祝詞案」の四件が納められている。そのうち四〇九が式次第でその冒頭に掲げる「奉幣社頭之儀」が神祇省達による官国幣社奉幣祭の名称と考えられ

る。

(21) 宮内公文書館蔵『祭祀録 明治六 資料4 第4』（識別番号82960）「新嘗祭」。

(22) 御饌祭から奉幣祭への意識の変化については中西正幸が「御饌・奉幣の二儀をめぐって歴史をたどると、つよく朝廷や神祇官の影響がおよび、祭儀の中心は御饌祭よりも奉幣祭に移した。たとえば神嘗祭の祭名が新穀供進そのものを意味しているように神宮自体の古儀であるが、やがて「例幣」と呼びならわす朝廷の官幣奉納を重視し、その幣帛奉奠日をもって意義づけるといふ大きな意識変化が見られるにいたった」（中西正幸「神宮祭祀の研究」（国書刊行会、平成十九年七月）四四頁）と指摘している。

(23) 『北海道神宮史』上（平成三年九月）九七〜九八頁。

(24) 同、一〇七〜一〇八頁。

(25) 式部寮編『神社祭式』附図には幣物と雲脚臺が続けて掲載されている（二十二丁ウから二十三丁オ）。

(26) 「祭式」④の遷坐式のなかに「安房神社之也」の書込みがある。安房神社は明治六年九月に教部省に遷宮の伺出をし、十月教部省から式部寮に掛合があり、式部寮から教部省への回答にこの「祭式」④の「仮殿遷坐」式の内容が提示されている（宮内公文書館蔵『祭祀録 明治六 資料6 第6』「官国幣諸社雑件」）。

(27) 「祭式」③にはこの修正案に対応する附箋が施されている。

（春日神社権禰宣）